

消費生活**トラブル**情報

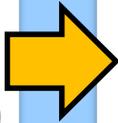
その「不在通知」は本物？  
宅配便業者を装った偽ショートメッセージに注意！

相談事例

スマートフォンに、宅配便の不在連絡のようなショートメッセージが届いた。記載されたURLにアクセスすると、氏名など個人情報の入力を求められたので、入力した。



荷物が届く予定があったかしら・・・  
とりあえずURLにアクセスしてみよう。



数か月後、身に覚えのない約10万円のショッピング代金が、携帯電話の通信料金と一緒に請求された。確認すると、キャリア決済が不正利用されていた。

不正利用されてる！



※キャリア決済…商品代金などについて、携帯電話の通信料金とまとめて支払う決済方法

アドバイス

- **記載されているURLに、安易にアクセスしない！**  
電話窓口や公式ホームページなどを自分で調べ、宅配便業者の正式なサービスか確認しましょう。
- **URLにアクセスしてしまった場合でも、個人情報を入力しない！**  
不審なアプリがインストールされていないかも確認しましょう。
- **偽サイトにIDやパスワードを入力してしまったら、すぐに変更しよう！**

参考：独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報第390号」

# お知らせ

## 新部門を創設！ 「消費者啓発の標語」を大募集



県では、消費者一人ひとりが、消費者被害に遭わないための正しい知識を身に付け、その知識を適切な行動につなげるきっかけにもらうため、消費者啓発の標語を募集しています。

### 募集部門

- 新** A 18歳から大人！成年年齢引き下げ啓発部門
- B エシカル消費啓発部門
- C 高齢者被害防止啓発部門

令和4年4月から  
成年年齢が18歳に  
引き下げられました！



### 応募資格

山口県内に居住または通勤・通学されている方

### 応募作品

標語の字数は30字以内とし、自作で未発表のものに限ります。

### 応募方法

- ① 1人につき各部門1点(計3点)まで応募できます。
- ② 住所、氏名(ふりがな)、年齢・学年、電話番号、学校名・団体名、作品ごとに応募部門(A~C)を御記入ください。
- ③ はがき、封書又はメールでお送りください。  
メールの場合は、送信件名は「消費者啓発標語の応募」としてください。  
(送信件名が異なると受信できない可能性があります。)



### 応募先・問い合わせ先

〒751-8501 山口市滝町1番1号  
山口県消費生活センター消費者教育・相談班  
電話 083-924-2421  
E-mail manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくは、  
山口県県民生活課  
のホームページを  
ご確認ください。



### 応募締切

**令和4年6月30日(木)** (当日消印有効)

山口県 消費者啓発 標語 **検索**

### 入選作品の決定

各部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を各1点決定します。

### 消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が分かる

**1** → ○郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が分からない

**2** → ○固定電話の場合は地域を  
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど